

制定 平成26年2月26日 原規総発第14022828号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を下記のとおり改正する。

平成26年2月26日

原子力規制委員会

記

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の本則を別添新旧対照表のように、別表を別添別表のように及び様式を別添様式のように改正する。

附 則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

以上

新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定 義）            第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に<u>定めるところによるもののほか、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) この要領において「部等」とは、<u>原子力規制委員会組織令（平成24年政令第230号）に規定する長官官房（技術基盤グループを除く。）</u>、<u>原子力規制部、放射線防護対策部及び原子力安全人材育成センター並びに原子力規制庁組織細則（原規総発120919002号）に規定する長官官房技術基盤グループをいう。</u></p> <p>(2) この要領において「部等の長」とは、<u>それぞれ次長、原子力規制部長、放射線防護対策部長及び原子力安全人材育成センター所長並びに技術総括審議官をいう。</u></p> <p>(3) この要領において「総括課」とは、<u>長官官房の課（技術基盤グループを除く総務課、国際課及び参事官付をいう。）</u>、<u>原子力規制部原子力規制企画課、放射線防護対策部原子力防災政策課、原子力安全人材育成センター人材育成・研修企画課及び長官官房技術基盤グループ技術基盤課をいう。</u></p> <p>(4) この要領において「課等」とは、<u>原子力規制委員会組織規則（平成24年原子力規制委員会規則第1号）に定める課（原子力安全人材育成センターに置かれる課を含む。）及び課に準ずるものとして総括文書管理者が定めるもの並びに原子力規制庁組織細則第3条に定める参事官付、安全技術管理官付、安全規制管理官付及び原子力防災業務管理官付をいう。</u></p> <p>（帳簿等）            第3条 次の各号に掲げる課に当該各号に掲げる帳簿等を備え、<u>文書管理担当者がこれを管理するものとする。</u></p> <p>(1) <u>長官官房総務課（以下「総務課」という。）</u></p> <p>イ <u>委員会規則簿（様式第1）</u>            ロ <u>委員会告示簿（様式第2）</u>            ハ <u>官報掲載委員会訓令簿（様式第3）</u>            ニ <u>一般訓令簿（様式第4）</u>            ホ <u>官庁報告簿（様式第5）</u></p>	<p>（定 義）            第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に<u>定めるところによる。</u></p> <p>（帳簿等）            第3条 次の各号に掲げる課に当該各号に掲げる帳簿等を備え、<u>文書管理担当者がこれを管理するものとする。</u></p> <p>(1) <u>総務課</u></p> <p>様式第1 削除            様式第2 <u>（委員会規則簿）</u>            様式第3 <u>（委員会告示簿）</u>            様式第4 <u>（官報掲載委員会訓令簿）</u>            様式第5 <u>（一般訓令簿）</u>            様式第6 <u>（官庁報告簿）</u></p>

- へ 受付簿
- 下 文書接受簿（様式第6）
- チ 書留郵便物等接受簿（様式第7）
- リ 開示請求受付管理簿（様式第8）
- ヌ 情報公開不服申立受付簿（様式第9）

(2) 総括課

- イ 受付簿
- ロ 合議文書等処理簿（様式第10）

(3) 課等

- イ 受付簿
- ロ 決裁簿
- ハ 施行簿
- ニ 使送伝票（様式第11）
- ホ 書留郵便等接受簿

- 2 前項の帳簿等のうち受付簿、決裁簿及び施行簿は、文書管理システム上に備えるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、第1項に掲げる帳簿等は、電磁的記録媒体によって作成することができる。

（文書の接受）

第4条 （略）

- 2 （略）
- 3 委員会に到達した文書のうち、記名押印又は署名のないものについては、接受、配布及び登録に係る手続きを省略することができる。
- 4 （略）

（接受文書の区分）

第5条 委員会に到達する文書は、次のとおり区分する。

- (1) （略）
- (2) 局受文書 委員会委員長（以下「委員長」という。）、長官、主管部等の長及び主管課等の長あての文書並びに委員会、原子力規制庁、主管部等及び主管課等あての文書

（封書の開封）

第6条 委員会において受領した文書は第10条から第13条までに規定する場合その他特に必要がある場合を除き、省受文書については長官官房総務課長（以下「総務課長」という。）が、局受文書のうち委員長又は委員会あてのものについては総務課長が、長官又は原子力規制庁あてのものについては総務課長

- 様式第7（文書接受簿）
- 様式第8（書留郵便物等接受簿）
- 様式第9（開示請求受付管理簿）
- 様式第10（不服申立受付簿）
- 様式第11（合議文書等処理簿）
- 様式第12（文書発議簿）
- 様式第13（文書発送簿）
- 様式第14（使送伝票）

(2) 主管課等（原子力規制庁組織規則（原子力規制委員会規則第1号）に定める課及び安全規制管理官並びにこれらに準ずるものとして総括文書管理者が定めるもの）

- 様式第7
- 様式第12
- 様式第13
- 様式第14

2 前項の帳簿等（様式第14を除く。）は、文書管理システム上に備えるものとする。

（文書の接受）

第4条 （略）

- 2 （略）
- 3 委員会に到達した文書のうち、記名捺印又は署名のないものについては、接受、配布及び登録に係る手続きを省略することができる。
- 4 （略）

（接受文書の区分）

第5条 委員会に到達する文書は、次のとおり区分する。

- (1) （略）
- (2) 局受文書 委員会委員長（以下「委員長」という。）、長官、主管課等の長あての文書及び委員会、原子力規制庁、主管課等あての文書

（封書の開封）

第6条 委員会において受領した文書は第10条から第13条までに規定する場合その他特に必要がある場合を除き、省受文書については総務課長が、局受文書のうち委員長又は委員会あてのものについては総務課長が、長官又は原子力規制庁あてのものについては総務課長が、主管課等の長又は主管課等あてのものについては当該主管課等の長がそれぞれ開封するものとする

が、主管部等の長又は主管部等あてのものについては当該総括課の長（次長あてのものについては総務課長）が、主管課等の長又は主管課等あてのものについては当該主管課等の長がそれぞれ開封するものとする。

（文書の配布）

第7条 委員会に到達した省受文書（電子文書、親展文書及び開示請求書等を除く。）については、直ちに総務課において、文書接受簿に整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先、配布先その他必要な事項を登録し、主管部等の長又は主管課等の長に配布するものとする。

2 委員会に到達した開示請求書等については、委員会受付印（様式第12）を押した上、開示請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。

3 前2項の規定による文書の配布に当たっては、それぞれ文書接受簿及び開示請求受付管理簿に受領者の押印を受けるものとする。

第8条 委員会に到達した局受文書（電子文書及び親展文書を除く。）については、直ちに文書接受簿に整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先、配布先その他必要な事項を登録し、主管部等の長又は主管課等の長に配布するものとする。

2 前項の規定による文書の配布に当たっては、文書接受簿に受領者の押印を受けるものとする。

（書留郵便及び使送便等の接受）

第9条 主管課等において書留郵便、現金書留郵便、配達証明郵便及び使送便等を接受したときは、書留郵便受付簿に接受年月日、差出人、受取人その他必要な事項を登録し、受領者の押印を受けるものとする。

第10条 委員会に到達した省受文書のうち親展文書（電子文書を除く。）については、総務課において受領した後、開封することなく、直ちに環境省大臣官房秘書課長（以下、「大臣官房秘書課長」という。）に配布するものとする。

2 大臣官房秘書課長は、前項の規定により配布された親展文書については、直ちに当該あて先人に配布するものとする。

3・4 （略）

第12条 主管部等の長又は主管課等の長に配布された文書のうち、親展文書で処理を必要とするものについては、当該主管部等の長、主管課等の長等の閲覧を終えた後、当該文書に係る案件

。

（文書の配布）

第7条 委員会に到達した省受文書（電子文書、親展文書及び開示請求書等を除く。）については、直ちに総務課において、委員会接受印（様式第15）を押した上、様式第7に整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先、配布先その他必要な事項を登録し、主管課等の長に配布するものとする。

2 委員会に到達した開示請求書等については、委員会受付印（様式第16）を押した上、様式第9に登録し、配布するものとする。

3 前項の規定による文書の配布に当たっては、様式第7に受領者の押印を受けるものとする。

第8条 委員会に到達した局受文書（電子文書及び親展文書を除く。）については、直ちに委員会接受印を押した上、様式第7に整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先、配布先その他必要な事項を登録し、主管課等の長に配布するものとする。

2 前項の規定による文書の配布に当たっては、様式第7に受領者の押印を受けるものとする。

（書留郵便及び使送便等の接受）

第9条 総務課及び主管課等において書留郵便、現金書留郵便、配達証明郵便及び使送便等を接受したときは、様式第8に接受年月日、差出人、受取人その他必要な事項を登録し、受領者の押印を受けるものとする。

第10条 委員会に到達した省受文書のうち親展文書（電子文書を除く。）については、総務課において受領した後、開封することなく、直ちに環境省大臣官房秘書課長（以下、「官房秘書課長」という。）に配布するものとする。

2 官房秘書課長は、前項の規定により配布された親展文書については、直ちに当該あて先人に配布するものとする。

3・4 （略）

第12条 主管課等の長に配布された文書のうち、親展文書で処理を必要とするものについては、当該主管課等の長等の閲覧を終えた後、当該文書に係る案件を所管する担当官に配布するものとする。

を所管する担当官に配布するものとする。

(誤配文書の取扱い)

第14条 (略)

2 環境省大臣官房総務課(以下、「大臣官房総務課」という。)から総務課に配布された文書が委員会の所管に属さないものであるときは、当該配布を受けた総務課長は、当該文書を大臣官房総務課に回付するものとする。

3～5 (略)

(登録をしない接受文書)

第15条 施行文書に対する照会、回答及び報告、定期刊行物その他の参考資料の送付に係る文書並びに月例報告等定型的かつ簡易な文書については、第7条及び第8条の規定にかかわらず、受付簿への登録は行わない。

(接受文書の特例)

第16条 受付簿へ登録を要する文書(開示請求書等を除く。)のうち省受文書又は局受文書を主管課等が直接接受した場合は、第7条及び第8条の規定にかかわらず官房総務課及び総務課に回付することなく、受付簿に所要事項を登録することができる。

(起案)

第17条 決裁文書(委員会の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を委員会の意思として決定し、又は確認するための行政文書をいう。)の起案は、文書管理システム上で調製された起案用紙を用い、当該欄に所要の事項を記入又は登録して起案し、決裁を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長又は委員の発議文書は、委員会決裁を受け委員会決定された後総務課会務係の指示によりその決定された内容に最も深い関連を有する課において文書管理システムにより採番することとする。

3～7 (略)

(他の部等局に対する合議)

第19条 他の部等の所掌事務に関連する案件について起案したときは、主管部等における決裁を終えた後、当該他の部等に合議するものとする。ただし、当該案件について緊急の処理を要する等特別の理由があるときは、当該主管部等の決裁を終える前であっても、当該他の部等において並行して起案及び決裁を進めることとする。

(誤配文書の取扱い)

第14条 (略)

2 環境省大臣官房総務課(以下、「官房総務課」という。)から総務課に配布された文書が委員会の所管に属さないものであるときは、当該配布を受けた総務課長は、当該文書を官房総務課に回付するものとする。

3～5 (略)

(登録をしない接受文書)

第15条 施行文書に対する照会、回答及び報告、定期刊行物その他の参考資料の送付に係る文書並びに月例報告等定型的かつ簡易な文書については、第7条及び第8条の規定にかかわらず、様式第7への登録は行わない。

(接受文書の特例)

第16条 様式第7へ登録を要する文書(開示請求書等を除く。)のうち省受文書を総務課又は主管課等が直接接受した場合、又は局受文書を主管課等が直接接受した場合は、第7条及び第8条の規定にかかわらず官房総務課及び総務課に回付することなく、様式第7に所要事項を登録することができる。

(起案)

第17条 決裁文書(委員会の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を委員会の意思として決定し、又は確認するための行政文書をいう。)の起案は、様式第17に定める起案用紙又は文書管理システム上で調製された起案用紙を用い、当該欄に所要の事項を記入又は登録して起案し、決裁を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長又は委員の発議文書は、委員会決裁を受け委員会決定された後政策評価・広聴広報課委員会係の指示によりその決定された内容に最も深い関連を有する課において文書管理システムにより採番することとする。

3～7 (略)

(他の部等局に対する合議)

第19条 他の部局(環境省大臣長官官房の課を含む。以下この条において同じ。)の所掌事務に関連する案件について起案したときは、委員会における決裁を終えた後、当該他の部局に合議するものとする。ただし、当該案件について緊急の処理を要する等特別の理由があるときは、委員会の決裁を終える前であっても、当該他の部局において並行して起案及び決裁を進めることとする。

めることを求めることができる。

- 2 前項の関係部等への合議は、当該部等の総括課の間において行う。ただし、主管課等の長は、第23条第1項第3号の規定により自ら専決処理することができる事務又は軽易かつ定型的な事務については、関係する課等の長に合議を直接行うことができる。
- 3 前項の総括課において決裁文書を他の部等に回付し、又は他の部等から決裁文書の回付を受けたときは、文書管理システムを使用する場合を除き、その都度合議文書等処理簿に必要な事項を登録しなければならない。合議を受けた部等が総括課に文書を回付する場合においても同様とする。
- 4 主管部等は、第1項に規定する案件のうち軽微なものその他特別の理由があるものについては、あらかじめ当該他の部等と協議し、又は文書の写しを配布すること等により、意見の調整を行うことができる。この場合において、意見の調整ができたときは、その旨を起案用紙に記入することにより、合議を省略することができる。

(削る)

(決裁文書等の取扱)

第20条 (略)

- 2 (略)
- 3 次長の決裁を受ける決裁文書は、総務課長(長官官房国際課、長官官房参事官(人事担当)又は長官官房参事官(会計担当))の所掌に係るものについては、それぞれ長官官房国際課長、長官官房参事官(人事担当)又は長官官房参事官(会計担当)とする。)の決裁を受けなければならない。ただし、次長の決裁を受ける文書のうちで緊急事態対策監、技術総括審議官、審議官又は原子力安全技術総括官が総括整理する事務に係るものは、総務課長を経由した後、必ず当該事務を担当する緊急事態対策監、技術総括審議官、審議官又は原子力安全技術総括官を経由しなければならない。

(削る)

とを求めることができる。

- 2 前項の関係部局への合議は、総務課と当該部局の総括課(環境省大臣官房の課を含む。)の間において行う。

- 3 前項の総務課において決裁文書を他の部局に回付し、又は他の部局から決裁文書の回付を受けたときは、文書管理システムを使用する場合を除き、その都度様式第11に必要事項を登録しなければならない。合議を受けた部局が総務課に文書を回付する場合においても同様とする。
- 4 委員会は、第1項に規定する案件のうち軽微なものその他特別の理由があるものについては、あらかじめ当該他の部局と協議し、又は文書の写しを配布すること等により、意見の調整を行うことができる。この場合において、意見の調整ができたときは、その旨を起案用紙に記入することにより、合議を省略することができる。
- 5 主管課等の長は、第21条第1項第2号の規定により自ら専決処理することができる事務又は軽易かつ定型的な事務については、第20条の規定にかかわらず、関係部局等の課等の長に合議を直接行うことができ、かつ、関係部局等の課等の長の決裁を省略することができる。

(決裁文書等の取扱)

第20条 (略)

2 (略)

- 3 次長の決裁を受ける決裁文書は、総務課長の決裁を受けなければならない。ただし、次長の決裁を受ける文書のうちで緊急事態対策監、審議官又は原子力地域安全総括官が総括整理する事務に係るものは、総務課長を経由した後、必ず当該事務を担当する緊急事態対策監、審議官又は原子力地域安全総括官を経由しなければならない。

- 4 総務課長の決裁を受ける文書のうちで国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する決裁文書については、保障措置室長の決裁を受けた後、総務課長の決裁を受けることができる。

(決裁を受ける範囲)

(決裁を受ける範囲)

第23条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長、長官、部等の長及び課等の長の職名で施行を要する決裁文書については、それぞれ委員長、長官、部等の長及び課等の長まで
- (2) 委員会名、原子力規制庁名、部等名及び課等名等で施行を要する決裁文書については、それぞれ委員会、長官、部等の長及び課等の長まで
- (3) 第1号又は第2号に掲げる文書のうち、当該文書に係る事項が別表第2から第5に掲げの専決事項に該当するものにあつては、当該事項の専決者まで
- (4) 第1号に掲げる課等の長の職名で施行を要する決裁文書のうち、原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則（原規総発第120919027号）第4条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、総務課長まで
- (5) 施行を要しない伺い文書又は供覧文書については、課等の長が必要と認める範囲

(廃案)

第28条 決裁文書について、決裁権者が反対の決定をした場合又は決裁権者の決裁を終える前に起案主管課等の長が撤回の決定をした場合には、当該決裁文書は廃案とし、起案用紙に「廃案」の表示をするとともに、決裁簿に必要な事項を登録するものとする。

(決裁・供覧文書の登録)

第30条 決裁又は供覧を終えたときは、当該発議者において、起案用紙にその決裁を終えた年月日又は供覧を終了した日その他必要な事項を登録するとともに、別表第1に定める文書記号、文書番号を登録し、決裁簿に件名、決裁を終えた年月日、施行年月日、起案者その他必要な事項を登録するものとする。

2 (略)

(施行文書の取扱い)

第31条 (略)

2 文書を送付により送付する場合で、特に相手方が当該文書を受け取った旨の証拠を必要とするときは、当該文書に使送伝票を添付しなければならない。

3・4 (略)

(閣議提出文書その他の環境大臣の名義で施行を要する決裁文書)

第23条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長、長官、主管課等の長の職名で施行を要する決裁文書については、それぞれ委員長、長官、主管課等の長まで
- (2) 委員会名、原子力規制庁名、課室名等で施行を要する決裁文書については、それぞれ委員会、長官、主管課等の長まで
- (3) 第1号又は第2号に掲げる文書のうち、当該文書に係る事項の決裁を受ける範囲が、あらかじめ第1号又は第2号に掲げる決裁権者により指定されている場合にあっては、その指定された範囲
- (4) 第1号に掲げる主管課等課室の長の職名で施行を要する決裁文書のうち、原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則（原規総発第120919027号）第4条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、総務課長まで
- (5) 施行を要しない伺い文書又は供覧文書については、主管課等の長が必要と認める範囲

(廃案)

第28条 決裁文書について、決裁権者が反対の決定をした場合又は決裁権者の決裁を終える前に起案主管課等の長が撤回の決定をした場合には、当該決裁文書は廃案とし、起案用紙に「廃案」の表示をするとともに、様式第12に必要な事項を登録するものとする。

(決裁・供覧文書の登録)

第30条 決裁又は供覧を終えたときは、当該発議者において、起案用紙にその決裁を終えた年月日又は供覧を終了した日その他必要な事項を登録するとともに、別表第1に定める文書記号、文書番号を登録し、様式第12に件名、決裁を終えた年月日、施行年月日、起案者その他必要な事項を登録するものとする。

2 (略)

(施行文書の取扱い)

第31条 (略)

2 文書を送付により送付する場合で、特に相手方が当該文書を受け取った旨の証拠を必要とするときは、当該文書に様式第14を添付しなければならない。

3・4 (略)

(閣議提出文書その他の環境大臣の名義で施行を要する決裁文書)

第33条 閣議提出文書その他の環境大臣の名義で施行を要する決裁文書（以下「閣議提出文書等」という。）について、第21条の規定に基づき委員会決裁を受け又は第22条の規定に基づき委員長の決裁を受けた場合には、主管課等は閣議提出文書等を大臣官房総務課に送付し、環境省行政文書管理要領（環境省訓令第4号）に準じ、大臣まで決裁を受け、施行を行うものとする。なお、閣議提出文書については、大臣官房総務課において、必要な事項の登録等を行い、閣議に提出するものとする。

（官報原稿の送付）

第34条 主管課等においては、法律、政令、省令、委員会規則、委員会告示その他公示を要する案件で官報に掲載する必要があるものについて決裁が終わったときは、浄書及び照合を行い、官報に掲載する原稿（以下この条において「官報原稿」という。）を、法律、政令、省令については大臣官房総務課に、委員会規則、委員会告示等については総務課に送付するものとする。電磁的記録媒体に記録したものを併せて送付する。

2 前項の規定により総務課に委員会規則、委員会告示等に係る官報原稿が送付されたときは、官報報告主任（総務課長をもって充てる。）は、委員会規則簿、委員会告示簿、官報掲載委員会訓令第6又は官庁報告簿に件名、主管部局課室名、別表第6に定める文書記号その他必要な事項を登録し、当該官報原稿（必要に応じて電磁的記録媒体に記録したものを含む。）を独立行政法人国立印刷局に送付するものとする。

3 官報報告主任は、前項の規定により送付した官報原稿が官報に掲載されたときは、官庁報告簿に掲載年月日及び番号その他必要な事項を登録し、主管課室に連絡するものとする。

4・5 （略）

（官報に掲載しない訓令）

第35条 （略）

2 前項の規定により決裁済文書が送付されたときは、総務課長は、一般訓令簿に件名、主管部局課室名、別表第6に定める文書記号、文書番号その他必要な事項を登録し、決裁済文書に訓令番号を記入した後、当該決裁済文書を主管課等に返送するものとする。

（郵送）

第36条 郵送により文書を発送するときは、長官官房参事官（会計担当）付において、郵便、民間事業者が提供する信書便又は

書）第33条 閣議提出文書その他の環境大臣の名義で施行する決裁文書（以下「閣議提出文書等」という。）について、第21条の規定に基づき委員会決裁を受け又は第22条の規定に基づき委員長の決裁を受けた場合には、主管課等は閣議提出文書等を官房総務課に送付し、環境省行政文書管理要領（環境省訓令第4号）に準じ、大臣まで決裁を受け、施行を行うものとする。なお、閣議提出文書については、官房総務課において、必要な事項の登録等を行い、閣議に提出するものとする。

（官報原稿の送付）

第34条 主管課等においては、法律、政令、省令、委員会規則、委員会告示その他公示を要する案件で官報に掲載する必要があるものについて決裁が終わったときは、浄書及び照合を行い、官報に掲載する原稿（以下この条において「官報原稿」という。）を、法律、政令、省令については官房総務課に、委員会規則、委員会告示等については総務課に送付するものとする。この場合において、必要に応じて電磁的記録媒体に記録したものを併せて送付する。

2 前項の規定により総務課に委員会規則、委員会告示等に係る官報原稿が送付されたときは、官報報告主任（総務課長をもって充てる。）は、様式第2、様式第3、様式第4又は様式第6（次項において「官報簿」という。）に件名、主管部局課室名、別表第6に定める文書記号その他必要な事項を登録し、当該官報原稿（必要に応じて電磁的記録媒体に記録したものを含む。）を独立行政法人国立印刷局に送付するものとする。

3 官報報告主任は、前項の規定により送付した官報原稿が官報に掲載されたときは、官報簿に掲載年月日及び番号その他必要な事項を登録し、主管課室に連絡するものとする。

4・5 （略）

（官報に掲載しない訓令）

第35条 （略）

2 前項の規定により決裁済文書が送付されたときは、総務課長は、様式第5に件名、主管部局課室名、別表第6に定める文書記号、文書番号その他必要な事項を登録し、決裁済文書に訓令番号を記入した後、当該決裁済文書を主管課等に返送するものとする。

（郵送）

第36条 郵送により文書を発送するときは、総務課において、郵便、民間事業者が提供する信書便又はその他効率的な方法によ

その他効率的な方法により行うものとする。

(電子文書取扱主任)

第41条 総務課に総括電子文書取扱主任を、主管課等に電子文書取扱主任を置く。

2 総括電子文書取扱主任は、総務課法務室文書係長をもって充てる。

3・4 (略)

(電子文書の確認・接受等)

第42条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 受付簿に当該受信した電子文書の整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先及び相手方の文書日付その他必要な事項を登録した後、当該受信した電子文書を文書管理システムに登録すること。

り行うものとする。

(電子文書取扱主任)

第41条 総務課に総括電子文書取扱主任を、所管課室に電子文書取扱主任を置く。

2 総括電子文書取扱主任は、総務課業務管理文書係長をもって充てる。

3・4 (略)

(電子文書の確認・接受等)

第42条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 様式第7に当該受信した電子文書の整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先及び相手方の文書日付その他必要な事項を登録した後、当該受信した電子文書を文書管理システムに登録すること。

別表第 1

部 等 名		文 書 記 号
原子力規制委員会	長官官房総務課	原 規 総
	長官官房国際課	原 規 国
	長官官房参事官（人事担当）付	原 規 人
	長官官房参事官（会計担当）付	原 規 会
	技術基盤グループ	原 規 技
	原子力規制部	原 規 規
	放射線防護対策部	原 規 放
	原子力安全人材育成センター	原 規 セ

別表第2（共通事項）

（1）一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1	課長補佐相当官職以下の職員の任免及びそれに関連する事項に関すること（分限及び懲戒並びに訓戒に関する事項を除く）。	長官	
2	規則、告示及び訓令の制定又は改廃（軽易なものに限る。）に関すること。	長官	
3	法令の解釈又は運用で軽易なものに関すること。	長官	
4	請願（国会に提出されたものを除く。）、建議、陳情等に関すること（重要なものを除く。）。	長官	
5	賞状及び賞品に関すること。	長官	
6	祝辞、弔辞その他あいさつ文（書面の交付を伴うものに限る。）に関すること。	長官	
7	後援名義（次号に掲げるものを除く。）その他の名義に関すること。	長官	
8	後援名義（全く同趣旨の行事に対する2回目以降の後援名義の使用の承認に関するものに限る。）に関すること。	主管課等の長	総務課長 広報室長
9	不服申立ての裁決又は決定に関すること（行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報に関する法律に係る不服申立てであって軽易なものに限る。）。	長官	
10	不服申立てに関すること。（裁決又は決定に関すること（前号に掲げるものを除く。）を除く。）	主管課等の長	法務室長
11	公示（規範の定立に係るものを除く。）に関すること。	主管部等の長	法務室長 広報室長
12	訴訟に関する事務で軽易なものに関すること。	主管課等の長	法務室長
13	審議会等に関する事務で軽易なものに関すること。	主管課等の長	参事官（会計担当）
14	委託費に関すること（次号に掲げるものを除く。）。	主管課等の長	参事官（会計担当）
15	委託費に関する事務のうち、再委託（重要なものを除く。）に係る承認申請に関すること。	主管課等の長	

16	助成金及び交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象となるものを除く。）に関する事。	主管課等の長	参事官（会計担当）
17	官庁その他に対する通達、通知、協議、照会、依頼又は回答に関する事であって軽易なものに関する事（原子力規制法令の規定によるものを除く）。	主管課等の長	総務課長
18	私費出版の承認に関する事。	主管課等の長	参事官（人事担当）
19	委託事業の成果の発表の許可に関する事。	主管課等の長	
20	原子力規制委員会及び原子力規制庁としての技術文書等の成果の公表の許可に関する事。	主管部等の長	
21	受領証、証明書等の交付及び返納に関する事。	主管課等の長	
22	免許証、許可証、受領証、証明書等の再交付又は書換えに関する事。	主管課等の長	
23	処分未済の文書の返送に関する事。	主管課等の長	
24	便宜供与に関する事。	主管課等の長	国際課長
25	行政職俸給表（一）6級以下の職員に対する旅行命令に関する事。（次号に掲げるものを除く。）	主管課等の長	参事官（会計担当）
26	原子力保安検査官及び原子力防災専門官に対する旅行命令に関する事。	総務課長	参事官（会計担当）
27	審議会等の委員等旅費に関する旅行依頼に関する事。	主管課等の長	参事官（会計担当）
28	研修計画及びその実施に関する事。	原子力安全人材育成センター所長	参事官（人事担当）
29	前各号に掲げるもののほか、他の専決事項に属しない事務であって軽易なものに関する事。	主管課等の長	

（2）共通の法令事務

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この表において「情報公開法」という。）第4条第2項の規定による開示請求者に対する補正要求に関する事。	主管課等の長	

2	情報公開法第9条の規定による開示等の決定及びその旨等の通知に関するもののうち、過去に類例がある等軽易なものに関する事。	主管課等の長	情報公開推進室長
3	情報公開法第10条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
4	情報公開法第11条の規定による決定期限の特例適用の通知に関する事。	主管課等の長	
5	情報公開法第12条第1項の規定による事案移送の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
6	情報公開法第12条の2第1項の規程による事案移送の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
7	情報公開法第13条第1項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する事。	主管課等の長	
8	情報公開法第13条第2項の規定による第三者情報を開示する際の意見書提出の機会の付与等に関する事。	主管課等の長	
9	情報公開法第13条第3項(第20条において準用する場合を含む。)の規定による第三者情報を開示する際の第三者への通知に関する事。	主管課等の長	
10	情報公開法第16条第3項の規定による手数料の減額及び免除に関する事。	主管課等の長	
11	情報公開法第18条の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問(軽易なものに限る。)に関する事。	長官	
12	情報公開法第19条の規定による諮問をした旨の通知に関する事。	主管課等の長	
13	情報公開法第23条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関する事。	主管課等の長	
14	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下この表において「行政機関個人情報保護法」という。)第8条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供(重要なものに限る。)に関する事。	次長	
15	行政機関個人情報保護法第8条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供(前号に掲げるものを除く。)に関する事。	主管課等の長	
16	行政機関個人情報保護法第8条第4項の規定による保有個人情報の行政機関の内部における利用に関する事。	主管課等の長	
17	行政機関個人情報保護法第9条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求に関する事。	主管課等の長	
18	行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定による総務大臣への事前通知等に関する事。	主管課等の長	
19	行政機関個人情報保護法第13条第3項の規定による開示請求者に対する補正要求に関する事。	主管課等の長	

20	行政機関個人情報保護法第18条の規定による開示等の決定及びその旨等の通知に関するもののうち、過去に類例がある等軽易なものに関する事。	主管課等の長	情報公開推進室長
21	行政機関個人情報保護法第19条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
22	行政機関個人情報保護法第20条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
23	行政機関個人情報保護法第21条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
24	行政機関個人情報保護法第22条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
25	行政機関個人情報保護法第23条第1項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与に関する事。	主管課等の長	
26	行政機関個人情報保護法第23条第2項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与に関する事。	主管課等の長	
27	行政機関個人情報保護法第23条第3項(第44条において準用する場合を含む。)の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知に関する事。	主管課等の長	
28	行政機関個人情報保護法第28条第3項の規定による訂正請求書の補正に関する事。	主管課等の長	
29	行政機関個人情報保護法第30条第1項の規定による訂正の決定及び通知(重要なものに限る。)に関する事。	次長	
30	行政機関個人情報保護法第30条第1項の規定による訂正の決定及び通知(前号に掲げるものを除く。)に関する事。	主管課等の長	
31	行政機関個人情報保護法第30条第2項の規定による訂正をしない旨の決定及び通知(重要なものに限る。)に関する事。	次長	
32	行政機関個人情報保護法第30条第2項の規定による訂正をしない旨の決定及び通知(前号に掲げるものを除く。)に関する事。	主管課等の長	
33	行政機関個人情報保護法第31条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
34	行政機関個人情報保護法第32条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
35	行政機関個人情報保護法第33条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
36	行政機関個人情報保護法第34条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
37	行政機関個人情報保護法第35条の規定による保有個人情報の提供先への通知に関する事。	主管課等の長	
38	行政機関個人情報保護法第37条第3項の規定による利用停止請求書の補正に関する事。	主管課等の長	

39	行政機関個人情報保護法第39条第1項の規定による利用停止の決定及び通知（重要なものに限る。）に関すること。	次長	
40	行政機関個人情報保護法第39条第1項の規定による利用停止の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	主管課等の長	
41	行政機関個人情報保護法第39条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定及び通知（重要なものに限る。）に関すること。	次長	
42	行政機関個人情報保護法第39条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	主管課等の長	
43	行政機関個人情報保護法第40条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
44	行政機関個人情報保護法第41条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
45	行政機関個人情報保護法第42条の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問（軽易なものに限る。）に関すること。	長官	
46	行政機関個人情報保護法第43条の規定による諮問をした旨の通知に関すること。	主管課等の長	
47	行政機関個人情報保護法第46条の規定による権限又は事務の委任に関すること。	次長	
48	行政機関個人情報保護法第49条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。	主管課等の長	
49	行政機関個人情報保護法第50条の規定による資料の提出及び説明に関すること。	主管課等の長	

(3)(1)及び(2)の業務を専決で処理したものについて特に必要なものは委員会又は委員長に報告を行う。

別表第3（原子力規制法令）

（1）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	安全規制管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この表において「原子炉等規制法」という。）第6条第1項の精錬事業の変更の許可（重要な変更に関するものに限る。）に関する事。	長官		要
2	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条第1項の規定による保安規定の変更認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
3	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条第5項の規定による製錬事業者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
4	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
5	原子力防災政策課	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事。	長官		要
6	原子力防災政策課	原子炉等規制法第12条の2第5項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
7	原子力防災政策課	原子炉等規制法第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
8	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要

9	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
10	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第12条の7第4項の規定による旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	長官		要
11	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第12条の7第9項の規定による旧製錬事業者等の廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
12	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条第1項の規定による加工事業の変更の許可(重要な変更に関するものを除く。)に関する事。	長官		要
13	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の2第1項の規定による加工施設の設計及び工事の方法の認可(加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は不認可処分に係るものを除く。)に関する事。	主管部等 の長		否
14	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の2第2項の規定による加工施設の設計及び工事の方法の変更の認可(加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は不認可処分に係るものを除く。)に関する事。	主管部等 の長		否
15	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による加工施設の使用前検査(加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は不合格処分に係るものを除く。)に関する事。	主管部等 の長		否
16	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の4第1項の規定による加工施設の溶接検査(不合格処分に係るものを除く。)に関する事。	主管部等 の長		否
17	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の4第2項の規定による加工施設の溶接の方法の認可(不認可に係るものを除く。)に関する事。	主管部等 の長		否

18	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の4第4項の規定による加工施設の輸入品の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事 こと。	主管部等 の長		否
19	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の5第1項の規定による施設定期検査（加工施設の新設、加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更又は最大処理能力の増加した場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事 こと。	主管部等 の長		否
20	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事 こと。	長官		要
21	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条第5項の規定による加工事業者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事 こと。	主管課等 の長		否
22	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事 こと。	主管課等 の長		否
23	原子力安 全人材育 成セン ター	原子炉等規制法第22条の3第1項の規定による核燃料取扱主任者免状の交付に関する事 こと。	原子力安 全人材育 成セン ター副所 長（以下 この表に おいて 「副所 長」とい う。）		否
24	原子力安 全人材育 成セン ター	原子炉等規制法第22条の3第1項第1号の規定による核燃料取扱主任者試験の実施に関する事 こと。	副所長		否
25	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条の3第1項第2号の規定による核燃料物質の取扱いを行う者に対する資格認定に関する事 こと。	長官		要

26	原子力防災政策課	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事。	長官		要
27	原子力防災政策課	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第5項の規定による核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
28	原子力防災政策課	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
29	安全規制管理官付	原子炉等規制法第22条の8第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
30	安全規制管理官付	原子炉等規制法第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
31	安全規制管理官付	原子炉等規制法第22条の9第5項において準用する第12条の7第4項の規定による旧加工事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
32	安全規制管理官付	原子炉等規制法第22条の9第5項において準用する第12条の7第9項の規定による旧加工事業者等の廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
33	安全規制管理官付	原子炉等規制法第26条第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
34	安全規制管理官付	原子炉等規制法第26条第4項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要

35	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第26条の2第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
36	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第26条の2第3項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
37	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第27条第1項の規定による設計及び工事の方法の認可（原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は不認可に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
38	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第27条第2項の規定による設計及び工事の方法の変更の認可（原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は不認可に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
39	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条第1項の規定による原子炉施設の使用前検査（原子炉の設置、型式の変更、熱出力の増加若しくは基数の増加に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
40	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条の2第1項の規定による原子炉施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
41	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条の2第2項の規定による原子炉施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
42	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条の2第4項の規定による原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
43	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第29条第1項の規定による施設定期検査（原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は設備本体の最大能力の増加をした場合の初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否

44	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
45	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第37条第5項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
46	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第37条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
47	原子力安全 人材育成 センター	原子炉等規制法第41条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の交付に関する事。	副所長		否
48	原子力安全 人材育成 センター	原子炉等規制法第41条第1項第1号の規定による原子炉主任技術者試験の実施に関する事。	副所長		否
49	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第41条第1項第2号の規定による原子炉の取扱いを行う者に対する資格認定に関する事。	長官		要
50	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事。	長官		要
51	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
52	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否

53	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
54	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
55	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
56	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
57	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
58	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する第43条の3の6第3項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
59	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の8第5項の規定による期間の短縮に関する事。	主管課等の長		否

60	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の8第7項の規定による届出の審査の延長に関する こと。	主管課等 の長		否
61	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の9第1項の 規定による工事計画の認可（重要なものを 除く。）に関すること。	主管部等 の長		否
62	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の9第2項の 規定による工事計画の変更の認可（重要な 変更に係るものを除く。）に関すること。	主管部等 の長		否
63	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の10第3項 の規定による期間の短縮に関すること。	主管課等 の長		否
64	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の10第5項 の規定による工事計画の審査の延長に関す ること。	主管課等 の長		否
65	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の11第1項 の規定による使用前検査（原子力発電所の 設置、原子力発電所の発電設備の設置、原 子炉本体の炉型式の変更若しくは熱出力の 増加に係るもの又は不合格処分に係るもの を除く。）に関すること。	主管部等 の長		否
66	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の12第1項 の規定による燃料体検査（新しい燃料の種 類の設計に従って加工した場合における初 回の検査に係るもの又は不合格処分に係る ものを除く。）に関すること。	主管部等 の長		否

67	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の12第2項の規定による燃料体の設計の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
68	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の12第4項の規定による輸入燃料体検査（新しい燃料の種類的设计に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
69	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の13第3項の規定による溶接安全管理審査に関する事。	主管部等 の長		否
70	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の13第5項の規定による溶接安全管理審査の評定に関する事。	長官		要
71	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の13第6項の規定による評定の結果の通知に関する事。	主管課等 の長		否
72	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の15第1項の規定による施設定期検査（発電用原子炉施設の設置、発電用原子炉施設の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更又は熱出力の増加をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否

73	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の16第4項の規定による定期安全管理審査に関すること。	主管部等 の長		否
74	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の16第6項において準用する第43条の3の13第5項の規定による定期安全管理審査の評定に関すること。	長官		要
75	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の16第6項において準用する第43条の3の13第6項の規定による評定の結果の通知に関すること。	主管課等 の長		否
76	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
77	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の24第5項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	主管課等 の長		否
78	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関すること。	長官		要
79	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第5項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	主管課等 の長		否

80	原子力防災政策課	原子炉等規制法第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
81	安全規制管理官付	原子炉等規制法第43条の3の30第1項の規定による型式証明（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
82	安全規制管理官付	原子炉等規制法第43条の3の30第3項の規定による型式の設計変更の承認等（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
83	安全規制管理官付	原子炉等規制法第43条の3の31第1項の規定による型式の指定（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要

84	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の31第4項の規定による型式の指定に係る特定機器を使用することが出来る範囲の限定又は条件の付与に関する事。	長官		要
85	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
86	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
87	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
88	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧発電用原子炉設置者等の廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
89	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の7第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要

90	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の7第3項において準用する第43条の5の規定による原子力委員会の意見聴取（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
91	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の8第1項の規定による設計及び工事の方法の認可（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
92	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の8第2項の規定による設計及び工事の方法の変更の認可（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
93	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の9第1項の規定による使用前検査（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
94	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の10第1項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
95	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の10第2項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
96	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の10第4項の規定による使用済燃料貯蔵施設のものであって輸入したものの溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否

97	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の11第1項の規定による施設定期検査（初回の検査に係るもの又は使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事 こと。	主管部等 の長		否
98	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の20第1項の規定による保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事 こと。	長官		要
99	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の20第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事 こと。	主管課等 の長		否
100	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の20第6項において準用する第12条第6項の規定による職員の指定に関する事 こと。	主管課等 の長		否
101	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第43条の25第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事 こと。	長官		要
102	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事 こと。	主管課等 の長		否
103	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事 こと。	主管課等 の長		否
104	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の26の2第1項の規定による型式証明（重要なものを除く。）に関する事 こと。	長官		要

105	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の26の2第3項の規定による型式の設計変更の承認等（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
106	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の26の3第1項の規定による型式の指定（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
107	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の26の3第4項の規定による型式の指定に係る特定容器等を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関すること。	長官		要
108	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の27第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
109	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
110	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の28第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
111	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の28第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
112	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第44条の4第1項の規定による再処理事業の変更の許可（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不許可処分に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
113	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第45条第1項の規定による再処理施設の設計及び工事の方法の認可（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否

114	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第45条第2項の規定による再処理施設の設計及び工事の方法の変更の認可（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
115	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条第1項の規定による再処理施設の使用前検査（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
116	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2第1項の規定による再処理施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
117	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2第2項の規定による再処理施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
118	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2第4項の規定による再処理施設の輸入品の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
119	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2の3第1項の規定による再処理施設の施設定期検査（再処理施設の建物を新設若しくは増設した場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
120	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理施設の保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
121	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条第5項の規定による再処理施設の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等 の長		否
122	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等 の長		否

123	原子力防災政策課	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事。	長官		要
124	原子力防災政策課	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第5項の規定による再処理施設の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
125	原子力防災政策課	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
126	安全規制管理官付	原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
127	安全規制管理官付	原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
128	安全規制管理官付	原子炉等規制法第51条第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧再処理事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
129	安全規制管理官付	原子炉等規制法第51条第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧再処理事業者等の廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
130	安全規制管理官付	原子炉等規制法第51条の5第1項の規定による廃棄の事業の変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要

131	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の6第1項及び第2項の規定による確認に関すること。	主管部等 の長		否
132	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の7第1項の規定による設計及び工事の方法の認可（特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分を除く。）に関すること。	主管部等 の長		否
133	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の7第2項の規定による設計及び工事の方法の変更の認可（特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分を除く。）に関すること。	主管部等 の長		否
134	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の8第1項の規定による使用前検査（特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分を除く。）に関すること。	主管部等 の長		否
135	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の9第1項の規定による特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	主管部等 の長		否
136	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の9第2項の規定による特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関すること。	主管部等 の長		否
137	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の9第4項の規定による特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設のものであって輸入したものの溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	主管部等 の長		否
138	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の10第1項の規定による施設定期検査（初回の検査に係るもの、特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合の初回の検査に係るものに係るものを除く。）に関すること。	主管部等 の長		否

139	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する こと。	長官		要
140	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の18第5項の規定による廃棄事業者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する こと。	主管課等 の長		否
141	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の18第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する こと。	主管課等 の長		否
142	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に 限る。）に関する こと。	長官		要
143	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第5項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く）に関する こと。	主管課等 の長		否
144	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する こと。	主管課等 の長		否
145	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の24の2第2項の規定による坑道の閉鎖の工程ごとの確認に関する こと。	主管部等 の長		否
146	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第3項の規定による閉鎖措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する こと。	長官		要

147	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の2第5第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する こと。	長官		要
148	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の2第5第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する こと。	長官		要
149	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の2第6第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する こと。	長官		要
150	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の2第6第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置の終了確認に関する こと。	長官		要
151	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）に関する こと。	長官		要
152	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の許可のうち重要なものを除く。）に関する こと。	長官		要
153	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第55条の2第1項の規定による施設検査（使用施設本体の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する こと。	主管部等 の長		否
154	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による使用施設等の溶接検査（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に対する不合格処分に係るものを除く。）に関する こと。	主管部等 の長		否

155	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第56条の3第1項の規定による保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
156	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第56条の3第5項の規定による使用者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	主管課等の長		否
157	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第56条の3第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
158	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関すること。	長官		要
159	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く）に関すること。	主管課等の長		否
160	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
161	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の6第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。）に関すること。	長官		要

162	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第3項の規定による使用者の廃止措置計画の変更の認可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可のうち重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
163	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に限る。）の廃止措置計画の終了の確認に関すること。	長官		要
164	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。）の廃止措置計画の終了の確認に関すること。	主管部等 の長		否
165	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の7第2項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の認可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。）に関すること。	長官		要
166	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可のうち重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
167	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に限る。）の廃止措置計画の終了の確認に関すること。	長官		要
168	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。）の廃止措置計画の終了の確認に関すること。	主管部等 の長		否
169	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第58条第2項の規定による事業所外廃棄に関する措置の確認に関すること。	主管部等 の長		否

170	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第59条第2項の規定による事業所外運搬に関する措置の確認に関すること。	主管部等 の長		否
171	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第59条第3項の規定による事業所外運搬に使用する容器の承認に関すること。	主管部等 の長		否
172	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第59条の2第2項の規定による特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結確認に関すること。	主管課等 の長		否
173	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第61条の2第1項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認に関すること。	主管部等 の長		否
174	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第61条の2第2項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可に関すること。	長官		要
175	保障措置 室	原子炉等規制法第61条の3第1項の規定による国際規制物資の使用の許可に関すること。	主管課等 の長		否
176	保障措置 室	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可に関すること（重要なものを除く。）。	長官		要
177	保障措置 室	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者に係る計量管理規定の認可及び変更の認可に関すること。	主管課等 の長		否
178	保障措置 室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等 の長		否

179	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第2項の規定による職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
180	保障措置室	原子炉等規制法第61条の16第1項の規定による指定情報処理機関の業務規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	長官		要
181	保障措置室	原子炉等規制法第61条の17第1項の規定による指定情報処理機関の事業計画等の認可及び変更の認可に関する事。	長官		要
182	保障措置室	原子炉等規制法第61条の22の規定による官報告示に関する事。	主管課等の長		否
183	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の7第1項の規定による実施指示書の交付(IAEAの通告に基づくものに限る。)及び職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
184	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の8第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	長官		要
185	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の11第2項の規定による検査員の選任の認可に関する事。	主管課等の長		否
186	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の19の規定による官報告示に関する事。	主管課等の長		否
187	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の20において準用する第61条の17第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の事業計画の認可及び変更の認可に関する事。	長官		要
188	安全規制管理官付	原子炉等規制法第64条の2第4項の規定による特定原子力施設の指定及び解除の公示に関する事。	主管課等の長		否

189	主管課等	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要
190	主管課等	原子炉等規制法第64条の3第8項において準用する第12条第6項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否
191	主管課等	原子炉等規制法第67条第1項から第4項までの規定による報告徴収（第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。）に関する事	長官	参事官（人事担当）	否
192	保障措置室	原子炉等規制法第67条第1項の規定による報告徴収（日・IAEA保障措置措置協定、追加議定書及び各二国間原子力協力協定に規定されているものに限る。）に関する事	主管課等の長		否
193	保障措置室	原子炉等規制法第67条第5項の規定による報告徴収（追加議定書に規定されているものに限る。）に関する事	主管課等の長		否
194	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで、第6項及び第9項の規定による立入検査（第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。）に関する事	長官	参事官（人事担当）	否
195	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで、第6項及び第9項の規定による立入検査（検査の適正な遂行のためにただちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限り（前号の立入検査を除く。））に関する事	主管部等の長		否
196	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する事	主管課等の長		否
197	保障措置室	原子炉等規制法第68条第5項の規定による立入検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する事	主管課等の長		否

198	保障措置室	原子炉等規制法第68条第8項、第9項、第13項及び第14項の規定による職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
199	保障措置室	原子炉等規制法第68条第11項の規定による封印及び装置の取付け（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
200	保障措置室	原子炉等規制法第68条第12項の規定による封印及び装置の取付け（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
201	安全規制管理官付	原子炉等規制法第71条第1項の規定による同法第26条第1項、第26条の2第1項又は第43条の3の8第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）にあたっての経済産業大臣等の意見の聴取に関すること。	長官		要
202	安全規制管理官付	原子炉等規制法第71条第2項の規定による同法第43条の7第1項又は第51条の5第1項の規定による許可（重要な変更に係るものを除く。）にあたっての経済産業大臣の意見の聴取に関すること。	長官		要
203	安全規制管理官付	原子炉等規制法第71条第5項の規定による同法第43条の7第1項若しくは第51条の5第1項（重要な変更に係るものを除く。）又は第52条第1項若しくは第55条第1項（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）の規定による許可にあたっての文部科学大臣の意見の聴取に関すること。	長官		要
204	原子力防災政策課	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること（重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）	長官		要
205	原子力防災政策課	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること（防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものに限る。）	主管部等の長		否

206	主管課室	原子炉等規制法第72条第5項の規定による事業指定等したときの国家公安委員会又は海上保安庁長官への連絡に関すること。	主管課等の長		否
207	安全規制管理官付	原子炉等規制法第72条の2の2第2項の規定による第61条の2第1項の放射能濃度の確認及び同条第2項の測定及び評価の方法の認可をしたときの環境大臣への連絡に関すること。	主管課等の長		否
208	安全規制管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下この表において「原子炉等規制法施行令」という。）第62条第2項の規定による届出の文部科学大臣等への写しの送付に関すること。	主管課等の長		否
209	安全規制管理官付	原子炉等規制法施行令第62条第3項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。	主管課等の長		否
210	安全規制管理官付	原子炉等規制法施行令第62条第4項の規定による処分を経済産業大臣への通報に関すること。	主管課等の長		否
211	安全規制管理官付	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和32年総理府・通商産業省令第1号。以下この表において「製錬規則」という。）第3条第2項第7号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管部等の長		否
212	原子力防災政策課	製錬規則第7条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
213	安全規制管理官付	製錬規則第7条の6の2において準用する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
214	安全規制管理官付	核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下この表において「加工規則」という。）第3条の6第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	主管部等の長		否

215	安全規制 管理官付	加工規則第3条の6の4の規定による検査 実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長		否
216	安全規制 管理官付	加工規則第3条の7の規定による使用前検 査合格証の交付に関すること。	主管課等 の長		否
217	安全規制 管理官付	加工規則第3条の13の2第1項の規定に よる検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長		否
218	安全規制 管理官付	加工規則第3条の13の2第2項の規定に よる検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長		否
219	安全規制 管理官付	加工規則第3条の14の規定による溶接検 査合格証の交付等に関すること。	主管課等 の長		否
220	安全規制 管理官付	加工規則第3条の16の3の規定による検 査実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長		否
221	安全規制 管理官付	加工規則第3条の17の規定による施設定 期検査合格証の交付に関すること。	主管課等 の長		否
222	安全規制 管理官付	加工規則第4条第2項第7号の規定による 合併及び分割に係る必要と認める記載事項 に関すること。	主管部等 の長		否
223	安全規制 管理官付	加工規則第7条の6第1項第2号口及び第 2項の規定による措置の承認に関するこ と。	長官		要
224	原子力防 災政策課	加工規則第9条の3第3号の規定による核 物質防護管理者の要件の認定に関するこ と。	主管部等 の長		否
225	安全規制 管理官付	加工規則第9条の15の2において準用す る実用発電用原子炉の設置、運転等に関 する規則第130条の規定による必要な措置 の要求に関すること。	長官		要
226	安全規制 管理官付	実用炉則第13条の規定による記載の省略 の指示に関すること。	主管課等 の長		否

227	安全規制 管理官付	実用炉則第14条の規定による添付書類の省略の指示に関する事。	主管課等の長		否
228	安全規制 管理官付	実用炉則第17条第1号及び3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	長官		要
229	安全規制 管理官付	実用炉則第17条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関する事。	長官		要
230	安全規制 管理官付	実用炉則第19条第1項の規定による検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
231	安全規制 管理官付	実用炉則第21条の規定による使用前検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
232	安全規制 管理官付	実用炉則第25条の規定による燃料体検査の省略の指示に関する事。	長官		要
233	安全規制 管理官付	実用炉則第28条第1項の規定による燃料体検査の検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
234	安全規制 管理官付	実用炉則第30条の規定による燃料体検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
235	安全規制 管理官付	実用炉則第31条第2項ただし書の規定による輸入燃料体検査申請書の添付書類の省略の指示に関する事。	主管課等の長		否
236	安全規制 管理官付	実用炉則第31条第3項の規定による書類の提出時期等に係る指示に関する事。	主管部等の長		否
237	安全規制 管理官付	実用炉則第31条第3項ただし書の規定による輸入燃料体検査申請書の添付書類の省略の指示に関する事。	主管課等の長		否
238	安全規制 管理官付	実用炉則第33条第1項の規定による輸入燃料体検査の検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否

239	安全規制 管理官付	実用炉則第34条の規定による燃料体検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
240	安全規制 管理官付	実用炉則第38条第1号の規定による溶接事業者検査の省略の指示に関すること。	長官		要
241	安全規制 管理官付	実用炉則第47条第1項第4号の規定による定期事業者検査に係る必要と認める事項に関すること。	主管部等の長		否
242	安全規制 管理官付	実用炉則第48条第3項の規定による時期の指定に関すること。	長官		要
243	安全規制 管理官付	実用炉則第49条第1項第2号及び第3号の規定による施設定期検査の時期の承認に関すること。	長官		要
244	安全規制 管理官付	実用炉則第51条第1項の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
245	安全規制 管理官付	実用炉則第53条第1項の規定による施設定期検査終了証の交付に関すること。	主管課等の長		否
246	安全規制 管理官付	実用炉則第55条第3項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要
247	安全規制 管理官付	実用炉則第65条第2項第6号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
248	安全規制 管理官付	実用炉則第87条第4号の規定による確認に関すること。	主管部等の長		要
249	安全規制 管理官付	実用炉則第88条第1項第2号ロ及び同条第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
250	安全規制 管理官付	実用炉則第93条第2項第2号の規定による必要と認める保安規定の遵守状況の検査の実施に関すること。	主管部等の長		否

251	原子力防災政策課	実用炉則第99条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
252	安全規制管理官付	実用炉則第101条第3項の規定による型式証明に係る特定機器を使用することが出来る範囲の限定又は条件の付与に関すること。	長官		要
253	安全規制管理官付	実用炉則第104条各号の規定による書面の交付に関すること。	主管課等の長		否
254	安全規制管理官付	実用炉則第105条第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関すること。	主管課等の長		否
255	安全規制管理官付	実用炉則第108条第1項の規定による型式指定の変更の承認（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
256	安全規制管理官付	実用炉則第109条第3項の規定による取り消しに関すること。	主管課等の長		否
257	安全規制管理官付	実用炉則第110条各号の規定による書面の交付に関すること。	主管課等の長		否
258	安全規制管理官付	実用炉則第112条第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関すること。	主管課等の長		否
259	安全規制管理官付	実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
260	安全規制管理官付	実用炉則第132条各号の規定による公示に関すること。	主管課等の長		否
261	安全規制管理官付	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下この表において「試験炉規則」という。）第3条の4第1号及び第5号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	主管部等の長		否

262	安全規制 管理官付	試験炉規則第3条の4の2の規定による検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
263	安全規制 管理官付	試験炉規則第3条の6の規定による使用前検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
264	安全規制 管理官付	試験炉規則第3条の12の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
265	安全規制 管理官付	試験炉規則第3条の12の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
266	安全規制 管理官付	試験炉規則第3条の13の規定による溶接検査合格証の交付等に関する事。	主管課等の長		否
267	安全規制 管理官付	試験炉規則第3条の15の2の規定による検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
268	安全規制 管理官付	試験炉規則第3条の16の規定による施設定期検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
269	安全規制 管理官付	試験炉規則第5条第2項第6号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管部等の長		否

270	安全規制 管理官付	試験炉規則第12条第1項第2号口及び同条第2項の規定による措置の承認に関する こと。	長官		要
271	原子力防 災政策課	試験炉規則第16条の4第3号の規定による 核物質防護管理者の要件の認定に関する こと。	主管部等 の長		否
272	安全規制 管理官付	研究開発段階にある発電の用に供する原子 炉の設置、運転等に関する規則（平成12 年総理府令第122号。以下この表において「研 開炉則」という。）第13条の規定 による記載の省略の指示に関する こと。	主管課等 の長		否
273	安全規制 管理官付	研開炉則第14条の規定による添付書類の 省略の指示に関する こと。	主管課等 の長		否
274	安全規制 管理官付	研開炉則第17条第1号及び3号の規定に よる使用の期間及び方法の承認に関する こと。	長官		要
275	安全規制 管理官付	研開炉則第17条第4号の規定による使用 前検査の省略の指示に関する こと。	長官		要
276	安全規制 管理官付	研開炉則第19条第1項の規定による検査 実施要領書の策定に関する こと。	主管課等 の長		否
277	安全規制 管理官付	研開炉則第21条の規定による使用前検査 合格証の交付に関する こと。	主管課等 の長		否
278	安全規制 管理官付	研開炉則第25条の規定による燃料体検査 の省略の指示に関する こと。	長官		要
279	安全規制 管理官付	研開炉則第28条第1項の規定による燃料 体検査の検査実施要領書の策定に関する こと。	主管課等 の長		否
280	安全規制 管理官付	研開炉則第30条の規定による燃料体検査 合格証の交付に関する こと。	主管課等 の長		否

281	安全規制 管理官付	研開炉則第34条第1号の規定による溶接事業者検査の省略の指示に関すること。	長官		要
282	安全規制 管理官付	研開炉則第44条第2項の規定による時期の指定に関すること。	長官		要
283	安全規制 管理官付	研開炉則第45条第1項第2号及び第3号の規定による施設定期検査の時期の承認に関すること。	長官		要
284	安全規制 管理官付	研開炉則第47条第1項の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
285	安全規制 管理官付	研開炉則第49条第1項の規定による施設定期検査終了証の交付に関すること。	主管課等の長		否
286	安全規制 管理官付	研開炉則第51条第3項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要
287	安全規制 管理官付	研開炉則第60条第2項第6号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
288	安全規制 管理官付	研開炉則第83条第1項第2号ロ及び同条第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
289	安全規制 管理官付	研開炉則第88条第2項第3号の規定による必要と認める保安規定の遵守状況の検査の実施に関すること。	長官		要
290	原子力防 災政策課	研開炉則第94条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
291	安全規制 管理官付	研開炉則第99条各号の規定による書面の交付に関すること。	主管課等の長		否
292	安全規制 管理官付	研開炉則第100条第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関すること。	主管課等の長		否

293	安全規制 管理官付	研開炉則第103条第1項の規定による型式指定の変更の承認（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
294	安全規制 管理官付	研開炉則第104条第3項の規定による取り消しに関する事。	主管課等 の長		否
295	安全規制 管理官付	研開炉則第105条各号の規定による書面の交付に関する事。	主管課等 の長		否
296	安全規制 管理官付	研開炉則第107条第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関する事。	主管課等 の長		否
297	安全規制 管理官付	研開炉則第111条第2項第10号の規定による廃止措置計画認可申請書に係る書類又は図面に関する事。	主管課等 の長		否
298	安全規制 管理官付	研開炉則第115条第2項第2号の規定による廃止措置の終了の確認申請書に係る必要な事項に関する事。	主管課等 の長		否
299	安全規制 管理官付	研開炉則第125条の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要
300	安全規制 管理官付	研開炉則第127条各号の規定による公示に関する事。	主管課等 の長		否
301	原子力安全 人材育成 センター	原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下この表において「原子炉試験細目規則」という。）第4条の規定による公告に関する事。	副所長		否
302	原子力安全 人材育成 センター	原子炉試験細目規則第6条の規定による筆記試験合格者名の公告及び合格証の送付に関する事。	副所長		否

303	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第7条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の再交付に関すること。	副所長		否
304	安全規制管理官付	原子炉試験細目規則第9条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関すること。	長官		要
305	安全規制管理官付	原子炉試験細目規則第14条の規定による認定課程の確認に関すること。	長官		要
306	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第16条の規定による認定等の公示に関すること。	副所長		否
307	安全規制管理官付	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令112号。以下この表において「貯蔵規則」という。）第8条第1号、第2号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	主管部等の長		否
308	安全規制管理官付	貯蔵規則第9条の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
309	安全規制管理官付	貯蔵規則第10条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
310	安全規制管理官付	貯蔵規則第13条第1号の規定による承認に関すること。	主管部等の長		否
311	安全規制管理官付	貯蔵規則第16条の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
312	安全規制管理官付	貯蔵規則第16条の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
313	安全規制管理官付	貯蔵規則第17条の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
314	安全規制管理官付	貯蔵規則第20条の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

315	安全規制 管理官付	貯蔵規則第21条の規定により施設定期検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
316	安全規制 管理官付	貯蔵規則第24条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
317	安全規制 管理官付	貯蔵規則第34条第1項第2号口及び第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要
318	原子力防 災政策課	貯蔵規則第43条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	主管部等の長		否
319	安全規制 管理官付	貯蔵規則第43条の2の2第3項の規定による型式の証明に係る特定容器等を使用することが出来る範囲の限定又は条件の付与に関する事。	長官		要
320	安全規制 管理官付	貯蔵規則43条の2の5各号の規定による書面の交付に関する事。	主管課等の長		否
321	安全規制 管理官付	貯蔵規則43条の2の6第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関する事。	主管課等の長		否
322	安全規制 管理官付	貯蔵規則43条の2の9第1項の規定による型式指定の変更の承認（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
323	安全規制 管理官付	貯蔵規則43条の2の10第3項の規定による取り消しに関する事。	主管課等の長		否
324	安全規制 管理官付	貯蔵規則43条の2の11各号の規定による書面の交付に関する事。	主管課等の長		否
325	安全規制 管理官付	貯蔵規則43条の2の13第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関する事。	主管課等の長		否
326	安全規制 管理官付	貯蔵規則第43条の12の2において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要

327	安全規制 管理官付	使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下この表において「再処理規則」という。）第6条第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	主管部等の長		否
328	安全規制 管理官付	再処理規則第6条の4の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
329	安全規制 管理官付	再処理規則第7条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
330	安全規制 管理官付	再処理規則第7条の7の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
331	安全規制 管理官付	再処理規則第7条の7の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
332	安全規制 管理官付	再処理規則第7条の8の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
333	安全規制 管理官付	再処理規則第7条の10の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
334	安全規制 管理官付	再処理規則第7条の11の規定による施設定期検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
335	安全規制 管理官付	再処理規則第7条の14第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
336	安全規制 管理官付	再処理規則第14条第1項第2号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要

337	原子力防災政策課	再処理規則第19条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
338	安全規制管理官付	再処理規則第19条の15の2において準用する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
339	安全規制管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成20年経済産業省令第23号。以下この表において、「第一種埋設規則」という。）第9条第1項の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
340	安全規制管理官付	第一種埋設規則第12条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
341	安全規制管理官付	第一種埋設規則第13条の規定による確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
342	安全規制管理官付	第一種埋設規則第19条第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	主管部等の長		否
343	安全規制管理官付	第一種埋設規則第22条の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
344	安全規制管理官付	第一種埋設規則第24条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
345	安全規制管理官付	第一種埋設規則第27条第1号の規定による承認に関すること。	主管部等の長		否
346	安全規制管理官付	第一種埋設規則第30条の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
347	安全規制管理官付	第一種埋設規則第30条の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

348	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第31条の規定による溶接 検査合格証の交付等に関すること。	主管課等 の長		否
349	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第37条の規定による検査 実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長		否
350	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第39条の規定による施設 定期検査合格証の交付に関すること。	主管課等 の長		否
351	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第41条第2項第7号の合 併及び分割の認可書類に係る必要と認める 記載事項に関すること。	主管課等 の長		否
352	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第60条第1項第1号口及 び第2項の規定による措置の承認に関する こと。	長官		要
353	原子力防 災政策課	第一種埋設規則第70条第3号の規定によ る核物質防護管理者の要件の認定に関する こと。	主管部等 の長		否
354	安全規制 管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染さ れた物の第二種廃棄物埋設の事業に関する 規則（昭和63年総理府令第1号。以下こ の表において「第二種埋設規則」とい う。）第6条の3の規定による確認実施要 領書の策定に関すること。	主管課等 の長		否
355	安全規制 管理官付	第二種埋設規則第8条の2の規定による確 認実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長		否
356	安全規制 管理官付	第二種埋設規則第9条の規定による確認証 の交付に関すること。	主管課等 の長		否
357	安全規制 管理官付	第二種埋設規則第10条第2項第7号の合 併及び分割の認可書類に係る必要と認める 記載事項に関すること。	主管課等 の長		否
358	安全規制 管理官付	第二種埋設規則第18条第1項第1号口及 び第2項の規定による措置の承認に関する こと。	長官		要

359	原子力防災政策課	第二種埋設規則第22条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
360	安全規制管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下この表において「廃棄物管理規則」という。）第8条第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	主管部等の長		否
361	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第9条の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
362	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第10条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
363	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第13条第1号の規定による承認に関すること。	主管部等の長		否
364	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第16条の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
365	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第16条の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
366	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第17条の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
367	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第20条の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
368	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第23条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
369	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第32条第1項第1号口及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要

370	原子力防災政策課	廃棄物管理規則第35条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
371	安全規制管理官付	廃棄物管理規則 第35条の15の2において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
372	原子力安全人材育成センター	核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号。以下この表において「核燃料試験細目規則」という。）第2条の規定による公告に関すること。	副所長		否
373	原子力安全人材育成センター	核燃料試験細目規則第4条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の再交付に関すること。	副所長		否
374	安全規制管理官付	核燃料試験細目規則第6条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関すること。	長官		要
375	安全規制管理官付	核燃料試験細目規則第11条の規定による認定課程の確認に関すること。	長官		要
376	原子力安全人材育成センター	核燃料試験細目規則第13条の規定による認定等の公示に関すること。	副所長		否
377	安全規制管理官付	核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下この表において「使用規則」という。）第2条の3第1号の規定による施設検査の実施時期に関すること。	主管部等の長		否
378	安全規制管理官付	使用規則第2条の3の2の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
379	安全規制管理官付	使用規則第2条の4の規定による施設検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否

380	安全規制 管理官付	使用規則第2条の9の2の規定による検査 実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長		否
381	安全規制 管理官付	使用規則第2条の10の規定による溶接検 査合格証の交付に関すること。	主管課等 の長		否
382	原子力防 災政策課	使用規則第3条の6第3号の規定による核 物質防護管理者の要件の認定に関するこ と。	主管部等 の長		否
383	安全規制 管理官付	核燃料物質等の工場又は事業所の外におけ る廃棄に関する規則（昭和53年総理府令 第56号。以下この表において「外廃棄規 則」という。）第3条の2の規定による確 認実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長		否
384	安全規制 管理官付	外廃棄規則第5条の規定による確認証の交 付に関すること。	主管課等 の長		否
385	安全規制 管理官付	核燃料物質等の工場又は事業所の外におけ る運搬に関する規則（昭和53年総理府令 第57号。以下この表において「外運搬規 則」という。）第19条の2の規定による 確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長		否
386	安全規制 管理官付	外運搬規則第20条の規定による運搬確認 証の交付に関すること。	主管課等 の長		否
387	安全規制 管理官付	外運搬規則第21条第2項の規定による核 燃料輸送物の設計承認に関すること。	主管部等 の長		否
388	安全規制 管理官付	外運搬規則第22条第1項の規定による容 器承認書の交付に関すること。	主管課等 の長		否
389	安全規制 管理官付	外運搬規則第23条第1項の規定による承 認容器として使用する期間の更新に関する こと。	主管課等 の長		否
390	安全規制 管理官付	外運搬規則第23条第3項の規定による容 器承認書の書換えに関すること。	主管課等 の長		否

391	安全規制管理官付	外運搬規則第24条第1項及び第3項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	主管課等の長		否
392	保障措置室	国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下この表において「国際規制物資使用規則」という。）第4条の2の3第2項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
393	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の4第1項及び第2項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
394	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の5第1項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
395	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の6第1項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
396	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の7第1項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
397	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の10第4号の規定による保障措置検査員の条件に関すること。	長官		要
398	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の22第3項の規定による保障措置検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項の決定に関すること。	長官		要
399	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の27第3項の規定による承認を要する相互流用又は予備費の使用に係る経費の金額の指定及びその承認に関すること。	長官		要
400	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の28第1項の規定による承認を要する繰り越しにかかる経費の全額の指定及びその承認に関すること。	長官		要

401	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の30第2項の規定による会計規定の基本的事項の承認及び変更の承認に関すること。	長官		要
402	保障措置室	国際規制物資使用規則第9条の規定による封印又は装置の取付けの通報に関すること。	主管課等の長		否
403	安全規制管理官付	運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第3条第2項及び第3項の規定による基準の確認に係る通知及び公表に関すること。	主管課等の長		否
404	安全規制管理官付	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第3条第1項第1号表中口の規定による試験の承認に関すること。	長官		要
405	安全規制管理官付	外運搬技術基準告示第41条第2項の規定による核燃料輸送物設計承認書の交付に関すること。	主管課等の長		否
406	安全規制管理官付	外運搬技術基準告示第41条第3項の規定による核燃料輸送物設計承認書の有効期間の更新に関すること。	主管課等の長		否
407	安全規制管理官付	外運搬技術基準告示第41条第5項の規定による核燃料輸送物設計承認書の有効期間の書換えに関すること。	主管課等の長		否
408	安全規制管理官付	外運搬技術基準告示第41条第6項の規定による核燃料輸送物設計承認書の変更の届出による書換えに関すること。	主管課等の長		否
409	安全規制管理官付	外運搬技術基準告示別記第9の規定による試験条件の承認に関すること。	長官		要

410	安全規制 管理官付	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年経済産業省令第112号。以下この表において「製錬事業者等放射能濃度確認規則」という。）第3条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長		否
411	安全規制 管理官付	製錬事業者等放射能濃度確認規則第4条の規定による確認証の交付に関すること。	主管課等 の長		否
412	安全規制 管理官付	試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年文部科学省令第49号。以下この表において「試験炉放射能濃度確認規則」という。）第3条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長		否
413	安全規制 管理官付	試験炉放射能濃度確認規則第4条の規定による確認証の交付に関すること。	主管課等 の長		否
414	安全規制 管理官付	加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第10号）第2条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
415	安全規制 管理官付	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要

416	安全規制 管理官付	実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第7号）第3条第1項の規定による特殊な加工の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
417	安全規制 管理官付	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
418	安全規制 管理官付	研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第11号）第3条第1項の規定による特殊な加工の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
419	安全規制 管理官付	試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第11号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
420	安全規制 管理官付	試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和61年総理府令第74号）第3条第1項による特殊な方法による溶接の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
421	安全規制 管理官付	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成12年通商産業省令第113号）第2条第1項の規定による特殊な設計及び工事の方法による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
422	安全規制 管理官付	再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第12号）第2条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
423	安全規制 管理官付	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成4年総理府令第4号）第2条第1項の規定による特殊な設計及び工事の方法による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要

424	安全規制 管理官付	加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋施設 設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基 準に関する規則（平成12年総理府令第1 23号）第2条第1項による特殊な方法に よる溶接の認可（重要なものを除く。）に 関すること。	長官		要
425	安全規制 管理官付	使用施設等の溶接の技術基準に関する規則 （昭和61年総理府令第73号）第2条第 1項による特殊な方法による溶接の認可 （重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
426	安全規制 管理官付	原子力規制委員会設置法（平成24年法律 第47号。）附則第23条第2項の規定に よる届出の経済産業大臣及び文部科学大臣 への写しの送付に関すること。	主管課等 の長		否
427	安全規制 管理官付	原子力規制委員会設置法（平成24年法律 第47号。）附則第28条第2項の規定に よる届出の経済産業大臣及び文部科学大臣 への写しの送付に関すること。	主管課等 の長		否
428	安全規制 管理官付	原子力規制委員会設置法（平成24年法律 第47号。）附則第29条第2項の規定に よる届出の経済産業大臣及び文部科学大臣 への写しの送付に関すること。	主管課等 の長		否
429	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室	東京電力株式会社福島第一原子炉施設の保 安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 （平成25年原子力規制委員会規則第2 号。以下この表において「東京電力福島第 一原子炉施設規則」という。）第14条第 4号の規定による確認に関すること。	主管部等 の長	安全規制 管理官 （BWR 担当）	否
430	安全規制 管理官付	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条 第2項第1号及び第2号の規定による使用 の期間及び方法の承認に関すること。	長官	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室長	要

431	安全規制 管理官付	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条第2項第3号の規定による使用前検査の省略の指示に関すること。	長官	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室長	要
432	安全規制 管理官付	東京電力福島第一原子炉施設規則第22条第1項の規定による使用前検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室長	否
433	安全規制 管理官付	東京電力福島第一原子炉施設規則第24条の規定による使用前検査の終了（重要な工事をした場合における検査に係るものを除く。）に関すること。	主管部等 の長	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室長	否
434	安全規制 管理官付	東京電力福島第一原子炉施設規則第24条の規定による使用前検査終了証の交付に関すること。	主管課等 の長	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室長	否
435	安全規制 管理官付	東京電力福島第一原子炉施設規則第31条第1項の規定による溶接検査又は輸入溶接検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室長	否
436	安全規制 管理官付	東京電力福島第一原子炉施設規則第33条の規定による溶接検査又は輸入溶接検査の終了に関すること。	主管部等 の長	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室長	否
437	安全規制 管理官付	東京電力福島第一原子炉施設規則第33条の規定による溶接検査又は輸入溶接検査の終了証の交付に関すること。	主管課等 の長	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室長	否
438	安全規制 管理官付	東京電力福島第一原子炉施設規則第35条第3項第1号及び第2号の規定による施設定期検査の時期変更の承認に関すること。	長官	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室長	要

439	安全規制 管理官付	東京電力福島第一原子炉施設規則第37条第1項の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等 の長	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室長	否
440	安全規制 管理官付	東京電力福島第一原子炉施設規則第39条の規定による施設定期検査の終了（特定原子力施設に係る重要な工事をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	主管部等 の長	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室長	否
441	安全規制 管理官付	東京電力福島第一原子炉施設規則第39条の規定による施設定期検査終了証の交付に関すること。	主管課等 の長	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室長	否
442	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室	東京電力福島第一原子炉施設規則第40条第1項の規定による保安検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	主管課等 の長	安全規制 管理官 （BWR 担当）	否
443	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室	東京電力福島第一原子炉施設規則第40条第2項の規定による必要と認める保安検査の実施に関すること。	長官	安全規制 管理官 （BWR 担当）	要
444	原子力防 災政策課	東京電力福島第一原子炉施設規則第41条の規定による特定核燃料物質の防護のための措置に係る検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	主管課等 の長		否
445	東京電力 福島第一 原子力発 電所事故 対策室	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成25年原子力規制委員会告示第3号）第13条第2項及び第3項の規定による基準の確認に係る通知及び公表に関すること。	主管課等 の長		否

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
----------	------	------	-----	-----	--------------------

1	安全規制 管理官付	電気事業法（昭和39年法律第170号。 以下この表において「電事法」という。） 第43条第2項の規定による主任技術者の 選任の許可に関する事。	長官		要
2	安全規制 管理官付	電事法第47条第1項の規定による工事計 画の認可（重要なものを除く。）に関する 事。	主管部等 の長		否
3	安全規制 管理官付	電事法第47条第2項の規定による工事計 画の変更の認可（重要な変更に係るものを 除く。）に関する事。	主管部等 の長		否
4	安全規制 管理官付	電事法第48条第3項の規定による期間の 短縮に関する事。	主管課等 の長		否
5	安全規制 管理官付	電事法第48条第5項の規定による工事計 画の審査の延長に関する事。	主管課等 の長		否
6	安全規制 管理官付	電事法第49条第1項の規定による使用前 検査（原子力発電所の設置、原子力発電所 の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の 変更若しくは熱出力の増加に係るもの又は 不合格処分に係るものを除く。）に関する 事。	主管部等 の長		否
7	安全規制 管理官付	電事法第51条第3項の規定による使用前 安全管理審査に関する事。	主管部等 の長		否
8	安全規制 管理官付	電事法第51条第6項及び第7項の規定に よる使用前自主検査の実施に係る体制の審 査に係る通知及び評定に関する事。	長官		要
9	安全規制 管理官付	電事法第52条第5項の規定による溶接安 全管理審査の評定及び通知に関する事。	長官		要
10	安全規制 管理官付	電事法第54条第1項の規定による定期検 査（原子力発電所の設置、原子力発電所 の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の 変更又は熱出力の増加をした場合における 初回の検査に係るものを除く。）に関する 事。	主管部等 の長		否
11	安全規制 管理官付	電事法第55条第6項の規定による定期安 全管理審査の通知及び評定に関する事。	長官		要

12	安全規制管理官付	電事法第107条第1項の規定による立入検査（検査の適正な遂行のためにただちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること。	主管部等の長		否
13	安全規制管理官付	原子力発電工作物の保安に関する省令（平成24年経済産業省令第69号。以下この表において「原子力発電工作物保安省令」という。）第6条第2項の規定による主任技術者の兼任の承認に関すること。	長官		要
14	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第15条の規定による添付書類の省略の指示に関すること。	主管課等の長		否
15	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第18条第1号又は第3号の規定による電気工作物の使用の期間及び方法の承認に関すること。	長官		要
16	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第18条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関すること。	長官		要
17	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第20条第1項の規定による使用前検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
18	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第21条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
19	安全規制管理官付	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）	長官		要

(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	原子力防災政策課	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下この表において「原災法」という。）第8条第4項の規定による原子力防災要員の現況の届出に係る書類の写しの送付に関すること。	主管課等の長		否

2	原子力防災政策課	原災法第9条第5項の規定による原子力防災管理者等の選任又は解任の届出に係る書類の写しの送付に関する事。	主管課等の長		否
3	原子力防災政策課	原災法第11条第5項の規定による放射線測定設備の検査に関する事のうち、検査の実施に関する事。	主管課等の長		否
4	原子力防災政策課	原災法第11条第5項の規定による放射線測定設備の検査に関する事（前号に掲げるものを除く。）。	主管部等の長		否
5	原子力防災政策課	原災法第13条の2第1項の規定による原子力事業者の防災訓練の実施の結果の報告に係る書類の写しの送付に関する事。	主管課等の長		否
6	原子力防災政策課	原災法第32条の第1項の規定による立入検査（検査の適正な遂行のためにただちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限り）に関する事。	主管部等の長		否
7	原子力防災政策課	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）第9条第2項の放射線測定設備検査済証の交付に関する事。	主管課等の長		否

別表第4（放射線障害防止法令）

（1）放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	放射線対策・保障措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下この表において「放射線障害防止法」という。）第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
2	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要しない使用の許可に関する事。	主管課等の長		否
3	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第4条の2第1項の規定による廃棄物の許可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関する事。	長官		要
4	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第9条第1項の規定による許可証の交付に関する事。	主管課等の長		否
5	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
6	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第10条第2項の規定による施設検査を要しない変更の許可に関する事。	主管課等の長		否
7	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第11条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関する事。	長官		要

8	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第11条第2項の規定による施設検査を要しない変更の許可に関すること。	主管課等の長		否
9	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第12条の規定による許可証の再交付に関すること。	主管課等の長		否
10	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第12条の8第1項の規定による施設検査（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否
11	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第12条の8第2項の規定による施設検査（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関すること。	主管部等の長		否
12	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第12条の9第1項及び第2項の規定による定期検査に関すること。	主管部等の長		否
13	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第12条の10の規定による定期確認（重要なもののうち、初回の定期確認及び確認項目を大幅に変更した直後の定期確認を除く。）に関すること。	主管部等の長		否
14	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第18条第2項の規定による運搬物に関する確認に関すること。	主管部等の長		否
15	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第18条第3項の規定による運搬容器の承認に関すること。	主管部等の長		否
16	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第26条の2第1項の規定による特定使用許可者に係る合併又は分割の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
17	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第26条の2第1項の規定による特定使用許可者以外に係る合併又は分割の認可に関すること。	主管課等の長		否

18	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第26条の2第2項の規定による許可廃棄業者に係る合併又は分割の認可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関する事。	長官		要
19	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第35条第2項の規定による第1種放射線取扱主任者免状の交付に関する事。	主管課等の長		否
20	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第35条第3項の規定による第2種放射線取扱主任者免状の交付に関する事。	主管課等の長		否
21	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第35条第4項の規定による第3種放射線取扱主任者免状の交付に関する事。	主管課等の長		否
22	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の2第1項の規定による登録認証機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否
23	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の5第1項の規定による登録認証機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否
24	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の16において準用する第41条の2第1項の規定による登録検査機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否
25	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の16において準用する第41条の5第1項の規定による登録検査機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否
26	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の18において準用する第41条の2第1項の規定による登録定期確認機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否

27	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の18において準用する第41条の5第1項の規定による登録定期確認機関の業務規程変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否
28	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の22において準用する第41条の2第1項の規定による登録運搬物確認機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否
29	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の22において準用する第41条の5第1項の規定による登録運搬物確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否
30	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の24において準用する第41条の2第1項の規定による登録埋設確認機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否
31	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の24において準用する第41条の5第1項の規定による登録埋設確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否
32	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の26において準用する第41条の2第1項の規定による登録濃度確認機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否
33	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の26において準用する第41条の5第1項の規定による登録濃度確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否
34	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の30において準用する第41条の2第1項の規定による登録試験機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否

35	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の30において準用する第41条の5第1項の規定による登録試験機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否
36	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の34において準用する第41条の2第1項の規定による登録資格講習機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否
37	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の34において準用する第41条の5第1項の規定による登録資格講習機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否
38	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の40において準用する第41条の2第1項の規定による登録定期講習機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否
39	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第43条の2第1項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関する事。	主管部等の長		要
40	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第45条の2の規定による官報の公示に関する事。	主管課等の長		否
41	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第46条の規定による関係行政機関の長との協議（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
42	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第47条第1項の規定による関係行政機関の長への連絡に関する事。	主管課等の長		否
43	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第47条第2項の規定による国家公安委員会等に対する連絡に関する事。	主管課等の長		否
44	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第48条の2第2項及び第3項の規定による環境大臣に対する連絡に関する事。	主管課等の長		否

45	放射線対策・保障措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下この表において「放射線障害防止法施行規則」という。）第14条の16の規定による施設検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
46	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第14条の19の規定による定期検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
47	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第14条の21の規定による定期確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
48	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条第1項第1号口の規定による容器に封入することが著しく困難なものの運搬に係る障害防止のための措置の承認に関する事	主管部等の長		否
49	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条第2項の規定による特別措置による運搬に係る障害防止のための措置の承認に関する事。	主管部等の長		否
50	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の5第7号及び第8号並びに第18条の6第5号の規定による安全上支障がない旨の承認に関する事。	主管部等の長		否
51	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の16の規定による運搬確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
52	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の17第4項の規定による提出書類の省略に関する事。	主管部等の長		要
53	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の18の規定による容器承認書の交付に関する事。	主管課等の長		否
54	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の19第1項の規定による承認容器として使用する期間の更新に関する事。	主管課等の長		否

55	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の19第3項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	主管課等の長		否
56	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の20第1項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	主管課等の長		否
57	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第19条の3の規定による埋設確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
58	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第34条の規定による試験を施行する日時、場所等の官報公告に関すること。	主管課等の長		否
59	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の2の規定による合格証の交付及び合格者の官報公告に関すること。	主管課等の長		否
60	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の3第1項の規定による放射線取扱主任者試験合格証の再交付に関すること。	主管課等の長		否
61	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の6第1項の規定による放射線取扱主任者講習修了証の交付に関すること。	主管課等の長		否
62	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の7第1項の規定による放射線取扱主任者講習修了証の再交付に関すること。	主管課等の長		否
63	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第36条の2の規定による免状の交付に関すること。	主管課等の長		否
64	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第37条の規定による免状の訂正に関すること。	主管課等の長		否
65	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第38条第1項及び第2項の規定による免状の再交付に関すること。	主管課等の長		否
66	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第38条の2の規定による研修修了証の交付に関すること。	主管課等の長		否

67	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第40条の規定による収去証の交付に関する事。	主管課等の長		否
68	放射線対策・保障措置課	登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号。以下この表において「登録認証機関規則」という。）第15条、第29条、第43条、第57条、第71条、第85条、第98条、第110条及び第121条の規程による官報公示に関する事。	主管課等の長		否
69	放射線対策・保障措置課	登録認証機関規則第46条第1項第1号の規定による委員会が認める外国法令に関する事。	主管部等の長		否
70	放射線対策・保障措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成21年文部科学省令第14号）第16条の規定による官報告示に関する事。	主管課等の長		否
71	放射線対策・保障措置課	平成2年科学技術庁告示第7号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の3等の規定に基づく放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第25条第2項の規定による放射性輸送物設計承認書の交付に関する事。	主管課等の長		否
72	放射線対策・保障措置課	外運搬技術基準告示第25条第3項の規定による放射性輸送物設計承認書の有効期間の更新に関する事。	主管課等の長		否
73	放射線対策・保障措置課	外運搬技術基準告示第25条第5項の規定による放射性輸送物設計承認書の有効期間の書換えに関する事。	主管課等の長		否
74	放射線対策・保障措置課	外運搬技術基準告示第25条第6項の規定による放射性輸送物設計承認書の書換えに関する事。	主管課等の長		否

## 別表第5（その他の法令）

## （1）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び旧独立行政法人原子力安全

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	主管課等	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下この表において「通則法」という。）第28条第3項の規定による独立行政法人評価委員会（以下この表において「評価委員会」という。）の意見の聴取に関すること。	長官		否
2	主管課等	通則法第29条第1項の規定による中期目標の策定（変更を含む）に関すること。（第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。）	長官		否
3	主管課等	通則法第29条第1項の規定による中期目標の指示及び公表に関すること。	主管課等の長	総務課長	否
4	主管課等	通則法第29条第2項の規定による中期目標の期間の決定に関すること（第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。）及び同条第3項の規定による評価委員会の意見の聴取に関すること。	長官		否
5	主管課等	通則法第30条第1項の規定による中期計画の認可（変更の場合を含む。）に関すること（第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。）及び同条第3項の規定による評価委員会の意見の聴取に関すること。	長官		否
6	主管課等	通則法第35条第2項の規定による評価委員会の意見の聴取に関すること。	長官		否
7	主管課等	通則法第38条第1項の規定による財務諸表の承認に関すること及び同条第3項の規定による評価委員会の意見の聴取に関すること。	長官		否
8	主管課等	通則法第40条の規定による会計監査人の選任に関すること。	長官		否
9	主管課等	通則法第43条の規定による会計監査人の解任に関すること。	長官		否

10	主管課等	通則法第44条第3項の規定による余剰金の使途の承認に関する事及び同条第4項の規定による評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官		否
11	主管課等	通則法第45条第1項ただし書の規定による短期借入金の認可に関する事、同条第2項ただし書の規定による短期借入金の借り換えの認可に関する事及び同条第4項の規定による短期借入金の認可についての評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官		否
12	主管課等	通則法第46条の2第1項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付の認可に関する事、同条第2項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡による収入の国庫納付に係る認可及び金額の算定基準の決定に関する事、同条第3項ただし書の規程による国庫納付しないことについての認可に関する事、同条第4項の規定による資本金の減少の額の決定に関する事並びに同条第5項の規定による評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官		否
13	主管課等	通則法第46条の3第1項の規定による民間出資等に係る不要財産の払い戻しの請求の催告の認可及び不要財産に係る出資額の決定に関する事、同条第3項の規定による民間等出資に係る払戻金額の算定に係る基準及び持分の額の決定に関する事並びに同条第6項の規定による評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官		否
14	主管課等	通則法第47条の規定による有価証券又は金融機関の指定に関する事。	長官		否
15	主管課等	通則法第48条第1項の規定による重要な財産の譲渡等の認可に関する事及び同条第2項の規定による評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官		否
17	主管課等	通則法第64条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査に関する事。(あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。)	長官		否
18	主管課等	通則法第67条の規定による財務大臣協議に関する事。(第29条第1項及び第30条第1項に係るものを除く。)	長官		否

19	主管課等	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令（平成12年政令第316号。以下この表において「共通事項政令」という。）第2条の規定による負債相当金額の算定方法に関すること。	長官		否
20	主管課等	共通事項政令第2条の2第2項の規定による不要財産の国庫納付に係る期日の指定に関すること。	主管部等の長	総務課長	否
21	主管課等	共通事項政令第2条の3第2項の規定による中期計画に定めた不要財産の国庫納付に係る財務大臣への通知に関すること。	主管課等の長	総務課長	否
22	主管課等	共通事項政令第2条の2第3項の規定による不要財産の国庫納付に係る期日の指定に関すること。	主管部等の長	総務課長	否
23	主管課等	共通事項政令第2条の4第4項（第2条の5第3項で準用する場合を含む。）に定める不要財産の譲渡による収入の国庫納付に係る金額の独立行政法人への通知に関すること。	主管課等の長	総務課長	否
24	主管課等	共通事項政令第2条の4第5項（第2条の5第3項で準用する場合を含む。）に定める不要財産の譲渡収入による国庫納付に係る期日の指定に関すること。	主管部等の長	総務課長	否
25	主管課等	共通事項政令第2条の5第2項の規定による中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付に係る財務大臣への通知に関すること。	主管課等の長	総務課長	否
26	主管課等	共通事項政令第2条の6第3項の規定による簿価超過額の国庫納付に係る期日の指定に関すること。	長官		否
27	主管課等	共通事項政令第2条の7の規定による国庫に納付する不要財産等の帰属する会計の決定に関すること。	長官		否
28	主管課等	共通事項政令第2条の8第1項の規定による資本金の減少に係る独立行政法人への通知及び同条第3項の規定による資本金減少の報告に係る財務大臣への通知に関すること。	主管課等の長	総務課長	否

29	主管課等	共通事項政令第6条の規定による国庫納付金の納付に係る財務大臣への送付に関する事 こと。	主管課等 の長	総務課長	否
30	総務課	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に 関する法律の施行に伴う関係政令の整備等 及び経過措置に関する政令（平成26年政 令第39号）第20条第1項の規定による 登記に関する事 こと。	主管課等 の長		否

(2) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1	総務課	行政機関が行う政策の評価に関する法律 （平成13年法律第86号。以下この表に おいて「政策評価法」という。）第6条第 4項（第6条第5項において準用する場 合を含む。）の規定による基本計画の総務大 臣への通知及び公表に関する事 こと。	主管課等 の長		否
2	総務課	政策評価法第7条第3項の規定による実施 計画の総務大臣への通知及び公表に関する 事 こと。	主管課等 の長		否
3	総務課	政策評価法第10条第2項の規定による評 価書の総務大臣への通知並びに当該評価書 及びその要旨の公表に関する事 こと。	主管課等 の長		否
4	総務課	政策評価法第11条の規定による政策評価 の結果の政策への反映状況の総務大臣への 通知及び公表に関する事 こと。	主管課等 の長		否

(3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1	安全規制 管理官付	第27条第3項の規定による都道府県知事 に対する通知に関する事 こと。	主管課等 の長		否

(4) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1	安全規制 管理官付	第35条第2項の規定による都道府県知事 に対する通知に関する事 こと。	主管課等 の長		否

(5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否

1	安全規制 管理官付	第23条第4項の規定による都道府県知事 に対する通知に関すること。	主管課等 の長		否
---	--------------	--------------------------------------	------------	--	---

(6) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1	安全規制 管理官付	第21条第2項の規定による市町村長に対 する通知に関すること。	主管課等 の長		否

(7) 振動規制法(昭和51年法律第64号)関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1	安全規制 管理官付	第18条第2項の規定による市町村長に対 する通知に関すること。	主管課等 の長		否

別表第6

事 項	文 書 記 号
規 則	原 規 委 規 則
告 示	原 規 委 告 示
訓 令	原 規 委 訓 令

<委員会規則簿>

整理番号	文書番号	主管課等	件名	官報掲載年月日	省令番号	備考

<委員会告示簿>

整理番号	文書番号	主管課等	件名	官報掲載年月日	告示番号	備考

## ＜官報掲載委員会訓令簿＞

整理番号	文書番号	主管課等	件名	官報掲載年月日	訓令番号	備考

<一般訓令簿>

整理番号	文書番号	主管課等	件名	制定年月日	訓令番号	備考

<官庁報告簿>

整理番号	文書番号	主管課等	件名	官報掲載年月日	種別	備考











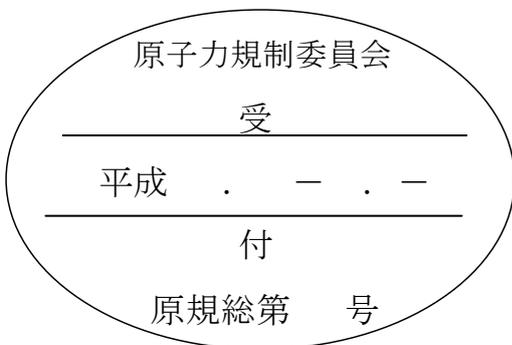


(様式第 1 1)

使 送 伝 票	
宛 名	府・省 局 課 庁 部
文書件名 又は番号	
発信者名	原子力規制庁 課
送付月日	平成 年 月 日
受領印	
原子力規制委員会	

(様式第 12)

原子力規制委員会受付印



## JNES統合に伴う原子炉等規制法等の専決処理事項の改定方針について

JNES統合による組織改編に伴い、専決処理事項を改定する必要がある。  
従来の専決処理方針の大枠は維持した上で、従来長官が専決処理を行っていた事務の一部を新設する部長級ポストが専決処理を行うこととしたい。  
よって委員会に決議いただく事務に変更はない。

### A. 委員会決議

→ 高度な技術的判断が求められる事項  
不利益処分に係る事項  
初回の処分に係る事項

- (1) 許可事項(軽微な変更事項及び保安規定を要しない使用施設を除く。)
- (2) 設計及び工事の方法、工事計画及び燃料体設計の認可事項中重要なもの
- (3) 使用前検査及び燃料体検査に係る事項中重要なもの
- (4) 保安規定、核物質防護規定及び廃止措置計画に係る事項中重要なもの
- (5) その他、処分性の強いもの等

### B. 長官・部長専決

→ 委員会決議事項以外の事項

- (1) 上記A.の(1)～(4)で掲げた事項(許可又は認可事項等)中重要でないもの
- (2) 溶接方法の認可及び溶接検査
- (3) 定期安全管理検査及び溶接安全管理検査に係る評定

### C. 課室長等専決

→ 処分に裁量性がない事項  
事務的な手続き事項

- (1) 保安検査又は核物質防護検査を行う職員の指定
- (2) 特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結確認
- (3) 規制委員会の許可等に基づく大臣等への連絡、通報又は通知等
- (4) 規制委員会の許可等に基づく検査合格証の交付

重要な事項

重要でない事項

処分に裁量性がある事項であつて  
事務的な手続きでない事項

又は処分に裁量性がない事項  
事務的な手続き事項

## JNES統合に伴う原子炉等規制法等の専決処理事項の改定方針について

委員会決議事項以外の事項中で裁量性が大きい事項は長官専決、裁量性が小さい事項は部長専決とする。

長官専決とするかは以下のB - 1. ~ を基準として判断する。

当該 ~ 以外の事項(B - 2. ~ に係る事項)については部長専決とする。

なお部長専決事項中、技術基盤Gの所掌に係るものは技術総括審議官、長官官房の所掌(技術基盤Gの所掌を除く。)に係るものは次長、原子力安全人材育成センターの所掌に係るものは、当該センター所長の専決処理とする。

### B - 1. 長官専決

→ 原子炉等規制法の規制体系において基礎となる許認可事項  
比較的新しい規制事務のため判断が積み重なっていない事項  
その他、裁量性が大きい事項

- (1) 設置変更許可( 施設(ハード)規制において基礎となる事項)
- (2) 保安規定及び核物質防護規定変更認可( 保安(ソフト)規制において基礎となる事項)
- (3) 廃止措置計画変更認可( 廃止措置段階において基礎となる事項)
- (4) 型式証明及び型式指定( 昨年追加された新しい規制事項)
- (5) 溶接安全管理審査等における評定( 裁量性が比較的大きい事項)

裁量性が大きい事項

### B - 2. 部長専決

→ B - 1. の事項を基礎として行う許認可事項  
従前からの規制事務のため判断が積み重なっている事項  
その他、裁量性が小さい事項

- (1) 工事計画及び溶接方法変更認可等( 設置許可を基礎として行う許認可事項)
- (2) 使用前検査及び溶接検査に係る合格処分( 設置許可を基礎として行う処分)
- (3) 燃料体検査に係る合格処分及び燃料体設計認可( 従前からの規制事務)
- (4) 事業所外廃棄措置の確認等の確認行為( 裁量が比較的小さい事項)
- (5) 内規に基づく報告徴収及び立入検査( 裁量が比較的小さい事項)

裁量性が小さい事項